

我が国におけるCDM/JI実施への支援施策

環境省地球環境局 地球温暖化対策課国際対策室 佐川 裕

京都議定書においては、他国における排出削減対策及び吸収量増大による排出削減量・吸収量等を自国の目標達成に活用できる柔軟性措置として、京都メカニズム（クリーン開発メカニズム（CDM）、共同実施（JI）、排出量取引）の活用を認めている。なかでもCDM/JIについては、途上国・市場経済移行国に対し、プロジェクト実施を通じて我が国の持つ技術・ノウハウが移転されること等から、国際貢献としての期待も大きい。そこで、我が国としてのCDM/JIの取組を総合的に推進させるべく、今年度事業として下記の各種事業を実施する。

京都メカニズム相談支援事業（新規）

京都メカニズムに関する専門家の協力を得て、京都メカニズムに関する一般的な情報を整理すると共に、我が国の事業者が有する技術・資金（シーズ）と結び付くような宿主国の事業ニーズ及び宿主国内での受入に関する制度内容（受入窓口情報を含む）等について、宿主国へ調査に赴いて情報を収集し、集めた情報を広く民間事業者に提供する情報提供事業を実施する。

CDM/JI事業調査（継続）

温室効果ガスの排出抑制・吸収増大を図る海外事業案件（廃棄物・バイオマス関係、植林関係が中心）を募集・採択し、CDM/JI事業としての実施可能性調査（フィージビリティ・スタディ）を実施する。採択された事業者は、現地調査を行った上、排出削減見込量等を試算し、プロジェクト設計書案を作成する。なお、今年度調査案件の公募・採択は既に実施済である。

さらに、事業者がCDM/JIを実施する際の技術的な手法（ベースラインの設定・モニタリングの手法等）をマニュアルとして整理する。

CDM認証モデル事業（継続）

上記のCDM/JI事業調査案件を主たる対象にして、CDM事業の有効化審査及び検証業務を、公募により採択された審査機関がモデル的に行う。これにより、我が国審査機関がCDMに係る運営組織（OE）に指定されるための経験を蓄積すると共に、認証に係る手法の確立に資するものとする。

これは、CDM事業を実施する事業者の認証に係る費用負担の軽減にもつながり、事業の立ち上げも支援する。なお、今年度の審査機関及び事業調査案件の募集・採択は、9月ごろに実施する予定である。

CDM/JI設備補助事業（新規）

CDM/JI事業調査の結果等により、実現可能性や費用対効果が高いと認められるプロジェクトについて、CDM/JI事業として実施するための設備のうち、排出削減のために不可欠となる追加的設備（例：廃棄物の燃料化設備、風力発電設備）の導入に要する費用の一部を補助することにより、CDM/JI事業の実現を支援する（補助先：CDM/JI事業実施者、補助率：1/3）。案件の募集については、9月までに開始する予定である。

京都メカニズム活用ファンド設立（新規）

我が国におけるCDM/JI事業の優良な案件に対し資金を供給することで、民間事業者によるCDM/JI事業への取組を支援するため、政府系金融機関及び民間事業者からの出資を募り、排出削減クレジット獲得のための新たなファンドを設立する（政府系金融機関からの出資分の一部については、今年度の財政投融资制度によって手当済）。

CDM/JIに関する途上国等人材等育成支援事業（新規）

CDM/JI事業の主要受入国の担当者を対象とし、受入国のニーズに応じて、CDM/JIに関するワークショップの開催、専門家の派遣、研修員の受入等を行い、CDM/JIの基礎知識から専門技術まで幅広く知見を提供し、CDM/JI受入に係る制度構築、実施計画の策定を支援する。

この他にも、環境省ホームページ内に「京都メカニズム情報コーナー」を開設し、京都メカニズムや地球温暖化対策関係の各種情報を掲載すると共に、電子メールによる照会を受付ている。

（さがわ ひろし）

「京都メカニズム情報コーナー」

<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/index.html>